

平成25年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成25年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成25年6月6日(木) 午後2時00分～3時00分
場所	宇治市産業会館 3階 第一研修室
出席者	(委員)毛利会長 橋本委員 吉田委員 吉松委員 (事務局)岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 玉井広報課主任 脇本広報課主事 (傍聴者)1人 (欠席委員)片桐委員
1 開会	<p>審査会は、報告事項である「平成24年度宇治市情報公開制度実施状況について」、「平成24年度審議会等の会議の公開制度運用状況について」、「宇治市情報公開条例の一部改正について」及び「宇治市情報公開条例施行規則の一部改正について」を、公開で審議した。</p>
2 本日の手順及び資料の説明について(事務局)	<p>本日の手順について(事務局)</p> <p>ア 平成24年度情報公開制度実施状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成24年度審議会等の会議の公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>ウ 宇治市情報公開条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>エ 宇治市情報公開条例施行規則の一部改正について(報告事項)</p> <p>資料説明(事務局)</p> <p>事務局より、平成24年度情報公開制度実施状況、平成24年度審議会等の会議の公開制度運用状況、宇治市情報公開条例の一部改正及び宇治市情報公開条例施行規則の一部改正についての資料の説明が行われた。</p>
3 平成24年度情報公開制度実施状況及び平成24年度審議会等の会議の公開制度運用状況について	<p>事務局より、平成24年度情報公開制度実施状況及び平成24年度審議会等の会議の公開制度運用状況について説明が行われた。</p> <p>質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、何か質問はあるか。</p> <p>(会長) 6ページの決定単位34は、職員の名前を指定して、住所と写真を公開してほしいということか。</p> <p>(事務局) 名前までは請求者の方で特定され、住所と写真を公開してほしいということだった。実際にはデータでそれぞれが別々に保管されており、特定の文書に書かれている写真と住所の部分という請求ではなかったので、丸々非公開という形で対応した。</p> <p>(委員) それはいきなり窓口へ来て請求されたのか。</p>

- (事務局) そうである。その際に、公開は非常に難しい事象であると説明したが、請求はさせてほしいとのことであり、情報公開制度の中で対応した。
- (会長) 決定単位の65はどのような事象か。
- (事務局) 火災報告書の書類自体はかなり分厚い物であるため、その内の写真の部分に限定して請求された。しかし、写真が個人情報にあたるため、非公開決定とした。本件は関係者からの請求であり、本人からの個人情報開示請求であれば対応ができる旨を説明し、非公開決定後に改めて別の制度で対応した。
- (委員) 別の制度とは、具体的にどのような制度か。
- (事務局) 個人情報保護条例に基づく開示請求である。
- (委員) 当初の窓口の段階では、その辺りの説明は行ったのか。
- (事務局) 説明は行った。しかし、本人が「請求はしておきたい」ということであり、請求書も書いて来られていたので、受付をさせていただいた。とりあえず決定は出してほしいと求められたため、取下げには応じていただけなかったという経緯がある。
- (委員) 本件は、住宅地での自動車火災だったのか。
- (事務局) 道路上で、住宅の密集地ではない場所だった。
- (委員) 仮に、近くの住民の家の前でこれが起こって、生命・財産が危険だという場合では、どうなるのか。
- (会長) 非公開理由に第2、5、6号と並んでいるが、最初の第2号というのは、場所や誰のことかわかってしまうとういうことか。
- (事務局) 第2号は、自動車の所有者と情報公開請求された方が別の方だったので、自動車所有者の個人情報を公開してしまうこととなるためである。
- (会長) 部分公開の理由の大半が印影であるが、決定単位67の体罰事象に係る文書では、印影とは別に、実質的に非公開としたところがあるのか。
- (事務局) この事象は、体罰事象が発生した学校の名称、教員の氏名等が公開されるかどうかということが、請求者の意向であった。結果的には、学校名や体罰を起こした教員の氏名を公開しており、そういう意味では公開の範囲は比較的広いものである。顛末書や内心を吐露した部分、児童・生徒が特定されうる可能性のある情報については、慎重に部分公開・非公開の決定をしている。
- (会長) 教職員の氏名も職務の一環ということで公開したのか。
- (事務局) それは議論があったところだが、昨年には、学校名と教職員氏名については公開すべきという最高裁判例も出ており、このような決定を出している。
- (会長) 決定単位24の非公開理由の水廻り設備というのは何か。
- (事務局) これは図面の中に、個人宅が記載されており、その中の水廻り設備・配管も記載されており、それが個人の財産にあたるので、非公開としている。
- (委員) 公文書の件名を見ると公の施設のように思えるが、そうではないのか。

(事務局) ボーリング柱状図なので、比較的広めに図面が作成されており、周辺の個人宅の形状、水廻り施設や集水桝の位置等が記録されている資料だったので、その部分だけ黒塗りしている。

(委員) 決定単位46の取下げは、どのような事象だったのか。

(事務局) 生活保護の相談件数・申請件数についての請求であり、これらを一つにまとめた公文書がなかったので、改めて作成した資料を情報提供の形で対応した。そのため、申請を取下げていただいたという事象である。

(委員) 決定単位31はどうか。

(事務局) これは本人からの請求であり、始めに情報公開請求をされた。しかし、本人の財産に対する情報公開請求であったため、改めて個人情報の開示請求に切り替えていただき、そちらで開示した。

(委員) 決定単位69のような工事設計書について、金入りと入っているものと入っていないものに、どのような違いがあるのか。

(事務局) 入札手続に関し、金額の入っていないものが先に資料として出されるのだが、入札後に金額の入ったものを見たいという理由で請求されるため、公開請求されているものはすべて金入りである。

(委員) 担当職員の印影の部分黒塗りして公開するということが昔からよくあるが、宇治市での取扱いはどうか。

(事務局) 宇治市では、単に担当職員を表すだけの印影は、公開している。

(委員) では、非公開理由にある個人の印影とは、申請人、いわゆる個人のものということか。

(事務局) 印影を消している場合は、市民の方の印影がほとんどである。

(委員) 決定単位149の行政書士の職務上請求はどのような事象か。

(事務局) 特定の行政書士の職務上請求による交付申請書の公開請求で、どの行政書士がいつ住民票や戸籍の交付請求をしたか、ということ公開している。行政書士の職印については、消している。本件は、どの行政書士からの請求かを特定し、請求に係る戸籍謄本の対象者が誰かはまったく問われていないものである。

(会長) 行政書士の請求書の中で、誰の戸籍かという部分を消しているということか。

(事務局) 対象である戸籍謄本に記載されている方の情報はすべて特定できないように消している。

(委員) どのような理由で請求されているのか。

(事務局) 推測ではあるが、おそらくこの特定された行政書士の請求が適切であるかどうかを調査しているのではないか。

(委員) 受付番号の100はどのような事象か。

(事務局) 学力テストについては、学校ごとの点数は非公開としている。

(会長) 非公開理由の第2号は、小規模校であり生徒が特定されるためということか。

(事務局) 小規模校については第2号、学校ごとの点数については第5号で非公開としており、この考え方は従前通りである。小規模校については、子供が特定される可能性がある。学校ごとの点数は、学校の序列化等が事業活動上の支障になるという理由で、非公開としている。

(委員) 部分公開であるが、何が公開されたのか。

(事務局) 学校ごとの点数を記した表中の、府の平均点、様式の部分、学校の名前が並んでいる部分、児童・生徒の人数といった部分を公開している。

(委員) 請求者は、全国的に同じような請求をしているのであったか。

(事務局) そうではない。

(会長) 学校ごとの点数を出した大阪の方のように、本件のような案件で議論になっている自治体もあるが、この方は不服申立てしておられない。

(委員) いじめ把握のためのアンケート調査の実施状況については全部公開となっているが。

(事務局) これについては、アンケートを実施したかどうかを京都府へ提出しただけの資料なので、公開とした。

(委員) 審議会等の会議の公開状況で、非公開とされているものが去年の23から今年は25となっているが、その理由は何か。

(事務局) 一つは、非公開となる審議会が新設された。地域密着型サービス等事業審査委員会というもので、各法人の提案の優劣を判断する委員会であり、法人情報があるために、非公開としている。また、すべての審議会が毎年開催されている訳ではなく、1年間開催しない審議会等もある。もう一つは、23年度は開催されなかった非公開の審議会等が、24年度では開催されたために増えたと思われる。

(委員) 公開された審議会等が39から36に減っているのも、同じ理由か。

(事務局) そうである。

(委員) 非公開理由の下から2番目(公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合)とは、どのようなものであったか。

(事務局) 宇治市特別職報酬等審議会と指定管理者候補者選定委員会の2件である。

(会長) これは、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針に基づく情報公開条例の第6条各号に加えて、この要件に該当するために非公開としたということである。しかし、これは第5号と重なるようにも思うが、各審議会としてこれに該当すると考えているということか。

(事務局) 各審議会の中で、公開・非公開の判断とともに考えている。

(委員) 指定管理者候補者選定委員会が全部非公開というのは、この部分に該当するためということか。

(事務局) この会議については、24年度は1回しか開催していない。会議の途中から公開・非公開に変わることもあるが、そこまでの報告は受けておらず、詳細については不明である。ただし、法人選定をしている関係で、法人情報と、公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害されるおそれの二つの理由で、非公開として取り扱っている。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

4 宇治市情報公開条例の一部改正について

事務局より、宇治市情報公開条例の一部改正について説明が行われた。

質疑応答

(会長) 国営企業がなくなったということである。12ページの附則第42条で「国若しくは」というところを削っている。

(委員) 宇治市との関係で、今言ったような形の法人はあったか。

(事務局) 宇治市では、国有林野事業との関わりの中で、そのような文書があったかというところ、おそらくなかったのではないかと思う。ただ、今までこれを理由にして請求を非公開としたものはなかったと、確認している。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

5 宇治市情報公開条例施行規則の一部改正について

事務局より、宇治市情報公開条例施行規則の一部改正について説明が行われた。

質疑応答

(会長) 公社の実態は変わっていないということで良いか。

(事務局) 実態は変わっていない。以前、民法第34条に規定されていた法人が、公益法人制度改革により、一般社団法人や公益社団法人という名称に変わる制度変更があったので、それに基づき今回改正した。

(委員) 公益法人はなかったということか。

(事務局) 今回はなかったが、宇治市文化センター、宇治市公園公社及び宇治市野外活動センターの3法人が、公益財団法人に変わっている。

(会長) これらは全部宇治市が出資しているので、規則に載っているということか。

(事務局) そうである。

(会長) これらは、それぞれが情報公開をしているのか。

(事務局) それぞれの情報公開規程に基づき行っている。

(会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

6 その他連絡事項等について

情報公開請求に関して、不服申立て等は発生していないため、今年度の第2回審査会の開催は現在のところ未定である。

7 閉会

(会長署名)